

会 議 録

会議名 (審議会等名)	川西市男女共同参画審議会 第3回 プラン改定作業部会		
事務局 (担当課)	市民生活部 市民環境室 地域・相談課 (内線2425)		
開催日時	平成24年4月24日(火) 18時30分～20時30分		
開催場所	川西市役所 2階 202会議室		
出席者	委員	上杉孝實委員 高島進子委員 中井成郷委員 西尾亜希子委員 山本眞佐美委員 和田聡子委員 (五十音順)	
	その他		
	事務局	市民環境室長 仲岡博明 地域・相談課長 小倉 光 同課長補佐 田中 肇 同囑託職員 赤松 京子 (指定管理者)男女共同参画センター長 三井ハルコ	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	議題1 第3次「川西市男女共同参画プラン」の素案について 議題2 その他		
結果	別紙のとおり		

審 議 経 過

【事務局】皆さん今晚は。ご案内しておりました時間が参りましたので、ただ今から「川西市男女共同参画審議会 第3回プラン改定作業部会」を始めさせていただきます。

本日は何かとお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。1名の委員さんがまだおみえではございませんけれども、他の審議会にご出席ということで、終わり次第ご出席いただける予定でございます。

本日お手元の方に資料をお配りしておりますが、一部修正させていただきました基本目標のイメージ図をお配りさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

(資料の確認)

それでは部会長、進行をよろしくお願ひいたします。

【部会長】皆さま今晚は。夜遅くからご苦労さまでございます。

これより、第3回プラン改定作業部会を開会させていただきます。それでは、議題のとおりということで、今回第3次の川西市男女共同参画プランの素案について引き続き、皆さんにご検討いただいておりますけれども、前回第2回ではですね、DVで非常に動いてくださっている、具体的な方々お招きして、いろいろと本当に貴重なご意見を賜れたと思います。そのおかげで、事務局の方々もご尽力いただきまして、かなり加筆修正の分をということで、今回皆さんのお手元というか、お送りいただいております「たたき台 本文と指標」、「具体的施策」ということで、反映されているはずでございます、そのあたりで、今から事務局の方でご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局】それでは、プランの「たたき台」につきましてご説明させていただきます。

このたたき台につきましては、2月21日と3月22日のプラン改定作業部会で種々ご指摘いただきました点を踏まえまして、事務局の方で修正をさせていただいたものでございます。

意を尽くせていない面も多々あるかと存じますが、修正しました部分につきましてご説明させていただきます。

まず、「たたき台 本文と指標」の9ページをご覧ください。

重点課題の上から一つ目ですが、第1回目の部会でご指摘のありましたとおり、「男女共同参画の子育て支援」とありましたものを、「・介護」を加えまして、「男女共同参画の子育て・介護支援」としております。

また、上から二つ目につきましては、「女性の再就労支援(非正規雇用の正規雇用化や希望による継続雇用の保障を含む)」とありましたものを、再就職の「再」と「希望による」を削除しまして、「女性の就労支援(継続雇用の保障と非正規雇用の正規雇用化を含む)」としております。

次に、19ページをご覧ください。

「基本課題3 政策・方針決定過程への女性の参画促進」の「現状と課題」のところの一つ目ですが、現行プランでは「早期に女性登用率30%を達成し、目標値である40%の実現をめざす」となっておりますけれども、本市の女性登用率が20%台前半で伸び悩んでいるという現状や、新ひょうご男女共同参画プラン21の「市町の審議会等委員の女性割合」の数値目標が30%となって

いることなどを勘案しまして、簡潔に「目標値である30%の実現をめざす」としております。

次に、23ページをご覧ください。

「基本課題6 男女共同参画の視点によるワーク・ライフ・バランスの推進」のところですが、2月21日の部会で「ワーク・ライフ・バランスの考え方がまだまだ普及していない中での意識啓発と、ワーク・ライフ・バランス自体の実現もしていかなければならないことから、その両方が読み取れるような表現を」といったご意見や、「庁内が進んでいくモデルにならないといけない」といったご意見をいただきましたので、「現状と課題」の一つ目の文書を改めるとともに、新たに四つ目の項目を加えました。

一つ目の項目につきましては、まだまだ言葉足らずの感があるとは思いますが、「仕事と生活の調和を求める市民は多いものの、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度は依然低い状態にあることから、ワーク・ライフ・バランスが事業所・地域の活性化、生活の充実、一人ひとりの夢や希望の実現につながることを積極的に啓発していくことが課題です。」としております。

また、新たに加えました四つ目の項目につきましては、「本市では、市役所内の関係各課で構成する川西市男女共同参画推進本部幹事会『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会』を設置し、職員研修会等を実施してきましたが、その成果は十分とは言えない状況です。今後は、市役所が地域のモデル職場となるよう、女性も男性もすべての職員が仕事と家庭生活を充実させ、市政の運営にその能力を十分に生かせるよう、年次休暇等の取得促進や超過勤務削減に取り組み、効率的かつ効果的な業務執行を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進に努めます。」としております。

次に、25ページをご覧ください。

「基本課題7 性と生殖に関する健康の増進と権利の擁護」です。ここでは、インターネットによる性犯罪から子どもたちを守る施策が必要であるとのことをご意見をいただきましたので、（現状と課題）の5項目めとしまして、「特に、近年は、インターネットの普及により、性犯罪に結びつく違法・有害な情報の発信と受信が容易になっていることから、児童生徒が生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観と自ら考え判断する意思決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにするため、学校教育における性教育の充実に努めます。」という一文を加えております。

次に、29ページをお開きください。

「基本課題10 DV防止に向けた啓発・教育の推進」です。ここでは、3月22日の部会で、家庭や地域という言葉は団体という捉え方になるので、「市民」という言葉を入れてはどうでしょうかというご意見や、DV被害者が一人になれるのは勤務先の勤務時間だけだという話を聞いたことがあるので、川西の企業などとも連携をとってはどうかとのことをご意見をいただきましたので、（現状と課題）の一つ目の一番最後のところになりますが、以前は「引き続き家庭・地域・学校等における啓発・教育を推進します」でしたが、「市民」と「事業者」という文言を入れまして、「市民（家庭・地域）、事業者への啓発を推進します」に変更しております。

また、（施策の方向）の1番目につきましても「市民（家庭・地域）、事業者への啓発の推進」に改めております。

次に33ページをご覧ください。

「基本課題14 推進体制の整備」です。ここでは、前回の部会で「民間支援団体との連携・協働に取り組んでいきますと書かれていますが、もう少し突っ込んだ書き方をする必要があると思います」とのご意見をいただきましたので、（現状と課題）の2項目めとしまして、「DVは人権や生命に関わる問題であり、本来は行政が責任を持って取り組む分野です。しかし、DV被害

者の多様なニーズに対応するためには、多様な選択肢の提供が必要であり、柔軟な対応ができる民間支援団体の支援が重要な役割を果たしています。DV対策を一層効果的に進めるため、民間支援団体との連携・協働に取り組んでいきます。」の一文を加えております。

これに伴いまして、ページが前後しますが、12ページと13ページの間にあります「施策の体系案」では、「基本目標5 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」の「基本課題14 推進体制の整備」の「施策の方向」で、としまして、「民間支援団体との連携・協働」を加えております。

また、広域で各市町が相互に連携する仕組みの必要性もご指摘いただいておりますので、（現状と課題）の3項目め、下から3行目のところですが、「兵庫県女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）との連携を強化するとともに」のあとに、「公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。」という文書を加えております。

次に、35ページをご覧ください。

「基本課題15 男女共同参画の施策推進体制の整備」です。（現状と課題）の一番下の一行目ですが、以前は「男女ともに働きやすい職場づくりや、育児休業の男女ともの取得の推進」でしたが、2月21日の部会でご指摘のありましたとおり、「介護」という文言を入れまして、「育児・介護休業」としております。

次に、38ページ、39ページをご覧ください。

評価指標です。前は一つの基本目標に一つの指標でしたが、一つの基本目標につき三つの指標を掲載されたいとのご意見がございましたので、 $3 \times 6 = 18$ で、18の指標を掲げております。

なお、今回のたたき台は答申のスタイルにはなっておりませんが、次回、5月14日開催予定の審議会（全体会）の際には、答申素案として作成させていただいたものをご提示させていただければと考えております。

以上で、プラン（たたき台）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【部会長】どうも事務局ありがとうございました。それでは、委員の皆さまにおかれましては、今ご説明いただきました、たたき台の方を中心にですね。このあたり、こうじゃないかとか、ご意見等いただきたいと思っております。

一つ、前は皆さんにビジュアル的な共通認識を持つ、これは答申に一番初めに入れるか入れないかというのは、また事務局側のご判断もあるんですけども、文章ばかり並んでいる中でですね、皆さんにということで、前回の策定プランの方にですね、実は皆さんに既に送付されているかと思うんですけども、右上に平成15年3月策定のプランということで、このようにスパイラルになっているですね、これが以前あったものなんです。これが随分と見やすい、これを形作っていける男女共同参画プランということで、今回も少しこういうのでですね、前はピラミッド型のものをつけたんですけども、委員の方からですね、貴重なご意見を見を賜りまして、このイメージ図、前回のもののピラミッドはどうしても、下から初めて積み上げて行って上に行くという、何か一つのが積み上がらないと上に行けないような、ちょっとそういう段階的なイメージがどうしても見えてしまうという、貴重なご意見をいただきまして、あくまでも同時並行的にといいますか、それぞれが関連しあってというのを、もう少し出せないのかという、事務局側とも話がございまして、我々の方からもプラン、前回はこの策定プランのようにですね、全部が関連しあって、一つの実現というところに行くというのは変わらないんですね。ただもうちょっと、シンプル化しようかというこ

とで、ちょっと今回こう基本目標のイメージ図ということで、まあ下もこういう基本目標から幹になる、基本目標 があって、それぞれが関連しあってという感じですね、これは限られた図で作っているんです。イメージはそういう意味なんですね。ですので、段階的に積み上がるというよりは、この基本目標にそれぞれが、相互に関連しあってということで、皆さんにこういうイメージ図というのは、前回よりは少し、誤解といいますか、スリムになったかなということでですね、皆さんの方で、ちょっと図式的にもうちょっとこうしたら良いんじゃないかという、ご意見とか、いやこれはちょっと誤解を招くとかというのが、たぶん、すでにお手元にある、何かご意見があるかと思しますので、これも含めてですね、今からたたき台のこちら、(本文と指標)と合わせて、皆さんに忌憚のないご意見を賜りたいと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

【委員】あの、今日ご説明いただいたところとはちょっと違うところも含めて、いい訳ですね

【部会長】はい、もちろんです。

【委員】たたき台の7ページのところなんですけども、基本理念と重点課題ですよ、その(3)のエンパワーメントの解釈などですが、これシンプルにはこうなんです、いわゆる女性の取り組みの中でたえず強調されてきたのは、力をつけるというか、力を与えられるというよりも、自ら持っているその力を伸ばしていくと言いますかね、元々その潜在的なそういう力があるんであって、外から付加されるものではないということ、盛んにこう強調されてきたということがありますので、勿論そういう趣旨だとは思いますが、ただまあそういった読み取り方もできなくはないんで、女性たち自身が力をつけというあたりをですね、もう少し、例えば、何と言いますか、潜在的に持っている力を伸ばすとか、何かちょっとその辺の表現が必要かなというのが1点です。これは、もう1カ所どこかで出てきてましたよね。どこだったかな、ちょっと今、失念しましたけども、あとの方で同じように出てくるところがありますので、その辺が一つですね。

どうでしょう。一つ一つあたりましょうか。

【部会長】どうぞ。

【委員】先に、あとでご検討ください。16ページなんですけど、これは基本課題1のところなんですけども、男女共同参画は人権問題であり、これもおかしくはないと言えばおかしくないんですけども、普通、人権問題というので今まで言われてきたのは、どちらかというと、例えば学問であれば人権問題であるとかいうものですね。男女共同参画ってむしろ積極的に男女の不平等を改正しようというもので、男女の不平等は人権問題であると言うんだったら分かるんですけど、男女共同参画が人権問題であると言うと、ちょっとなんか、違和感を感じるころがありますのでね。そのあたりも、ちょっと工夫がいるかなということが一つです。

それから、これは細かいことですが、17ページのところですね、基本課題2の男女共同参画に関する教育の推進で、混合名簿の問題が出ていますけど、これは中味はいいんですけども、学校も存在していますから、いきなり「きづき」を促すような男女平等教育推進するというようになるんじゃないかと、その前にですね、その趣旨の徹底を図るという、それを入れておかないといけないんじゃないかなと思うんです。なかなかたぶん、趣旨を理解していただけないところが問題になっているんだと思いますので、その趣旨の徹底を図るというのが「きづき」の前に入れる必要がある

というようなことを思いました。

18ページのところです、さっき言いました、エパワーメント、力をつけることとだけ書いてありますので、そのところをもうちょっと書けないかなということですね。

それから、20ページのところですが、ここでさまざまな分野における男女共同参画の推進で、特に外国人女性は女性であることでさらに複合的に困難な状況にあるんですけども、外国人女性だけなのかという、例えば国のあれからいけば、障がいのある人とか、部落の女性とか、いろいろと出てきているんですね。少なくとももしこの場合はシンプルに行くのであれば、外国人女性等とはいうようにしておかないと、外国人女性だけかというようになってしまうという、そういう問題があるかと思えます。細かい話で恐縮なんですけど。

あと22ページですけども、一番上のところですね、近年、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇については、制度面では性別の解消が図られてきましたがという、間違いではないですね、間違いではないんですけども、読み方によたらですね、性別の解消というのが、それが一人歩きするとちょっと違うのかなという感じもあるんですね。完全な性別の解消というよりも、これは平等を実現するための、性別にこだわらない部分が強調されてきたということは事実なんですけども、性別の解消というよりも、制度面では、ここだったらシンプルに改善が図られてきたとか、あるいは、性別にこだわらないようになされてきたとか、そういうようにした方が、よく男女共同参画という、性別をなくすことかというように誤解をする人もあるもんですから、ちょっとそのあたり、もちろんなくさなければならぬ部分があることも事実なんですけども、全てを否定する訳では決してない訳ですから、ちょっとそのあたりが気になったということです。すみません、どうも細かいことで。

【部会長】よろしいですか。

【委員】はい、差し当たり。

【部会長】ありがとうございます。

【委員】具体的な施策はまたあとで検討ですよ。

【部会長】はい。今のところ、表現のところを中心に、ご指摘いただきました。

【委員】そしたら、私言いましょうか。

【部会長】はい、お願いします。

【委員】気がついたことで、私一番最初から、基本理念のところ、自分が家庭・地域・職場という言葉を入れて欲しいということに、ちょっとこだわりましたので、皆さん何となく賛成してらっしゃらないかもしれない、この言葉を入れたことによって、この基本理念としては、非常に長ったらしい文章になったと思ってたんです、ずっと。それで、基本理念の、一番最初の女性も男性もということは抜かしても、個人の尊厳を大切に、家庭・地域・職場の喜びと責任を男女ともに分かち合い、いきいきと暮らせる男女平等でもいいですけど、男女参画社会の実現とか。この一番最初

の女性も男性もという言葉、抜かしても意味が通じるんじゃないかなと思うんですけども。個人の尊厳を大切にすることということで、あとはいろんな社会的な分野で男女ともに責任と喜びを分かち合って、それの方がちょっと、男女という言葉も随分たくさん出てきて、ちょっとそんなことをずっと考えてまして、少し長くなり、それは家庭・地域・職場という言葉と並べたせいなんですけども、なんとかちょっと短くというか、もうちょっと基本理念はそういうふうにするのがいいのかと思っております。

それから、4ページのところの、文章の一番最後なんですけれど、プランの改定作業を進めていただいていますじゃなくて、進めていますですよね。進めていますと、川西市は。それでいいんだろうと思います。

それから、評価と課題のところなんですけども、主な課題 これ、何か同じ項目に分類できる問題がバラバラに並んでいるという感じがするんですね。基本課題の問題をもう少しまとめたらいいいんだけれども、問題がごちゃ混ぜにちょっとなっているという感じがしますけれども、一番最初の三つはいいんですけれども、ワーク・ライフ・バランスはこれ一つだけ、ワーク・ライフ・バランスは一番下の、この市内事業所への一層の啓発活動と一緒に私は思うんですね。それから、あとは地域とそれから人権尊重、これは、この一番最初の三つにくっつくとか、で、その次の四つは、女性のエンパワーメントの問題とか、そういう問題なんですけども、それから、高齢者と高齢・児童虐待対策とDVは同じなんですけども、その上の男女共同参画センターとか、それからその条例の問題とかってというのが一緒になるんだとか、もうちょっと、基本課題のテーマに分けて並べた方がというふうにちょっと見てて思ったんですけども、

それから、A3の紙の基本課題なんですけども、委員がずっとおっしゃってたんですけど、推進とか促進とか、そういう言葉が出てきちゃう、こりゃまあどこでもそうなんですけども、もうちょっと言葉を変えられないかとか、例えば基本課題のところ、男女共同参画に関する広報・啓発活動の更なる展開とかですね。何かそんなふうに言い換えられないかとか。

それから、教育の向上ってのはおかしいんですけど、ちょっといい言葉が見つからないんですけども、教育をもっと、教育の徹底ですかね、何かそんなこととか、3番目のところは、女性の積極的参画促進とかですね、積極的という言葉を入れたらポジティブって言葉が生きるかなと思ったり、さまざまな分野における男女共同参画の実現とかですね、まあそんなふうにもうちょっと変えられるところは、なかなかその言葉は見つからないんですけども、変えられるところは変えた方が何が、動きが出るのかなと思ったりするんですけども。

女性のエンパワーメントの推進、これは昔から女性のエンパワーメントの推進、エンパワーメントをもう少し何かないかなと思ったりするんですけども、でも全体がそういうふうにはできないかも知れませんが、ちょっと難しいかなと思うんですけども、お若い方たちはいいアイデアをお持ちだったらそんなふうにしたらもうちょっと市民に届きやすいかなと思うんですけども。

それから施策の方向のところ、基本課題5のところの施策の方向の中で、女性の職業能力の開発と就業促進というのは、女性のエンパワーメントでいいんですか、女性のエンパワーメントの中に入るんでしょうか、ここでもよかったですかね。

それから、このところはもしかしたら具体的施策の中に出てくるのかもしれないんですけども、男女どもの育児・介護休業、休業取得の促進なんていうのは、具体的施策の中に入っているんでしょうか。

それから、このところで、ワーク・ライフ・バランスの6番のところの、男女共同参画の視点によるワーク・ライフ・バランスの推進って書いてあるんですけども、ワーク・ライフ・バランス

を推進するのは、これは、男女共同参画を推進していく中で、要するに女性も男性も、ワーク・ライフ・バランスを実現していかないと女性も社会進出できないし、それから男性も女性とともに共同参画をしていけない、そういうことから男女共同参画の視点によるというのはちょっと目ざわりな感じがするんですけども。ワーク・ライフ・バランスを推進するというのは、そのまま男女共同参画を決定することなんだろうと思うんです。

それから、その右側の施策の方向の一番、ワーク・ライフ・バランスの普及促進っていうことは、何か落ち着きが悪いと思うんです。ワーク・ライフ・バランスは、一つは企業、事業所がそのワーク・ライフ・バランスを理解して、そして男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できるように事業所が経営の方針なり、そういうことをですね、少しずつ作り変えていくというの意味で、ワーク・ライフ・バランスについての事業所への啓発ということが非常に大切なんじゃないかと思うんです。そういうワーク・ライフ・バランスの問題を取り上げて、そしてその事業所内のこれまでの環境づくりなり、あるいは職場慣行なんかを変えていっているところがあるので、そういうところの事例をもっと紹介するとか、そういう事業所が働き方を変えていくっていうか、そういうことで事業所を啓発するというのも一つ必要なんじゃないかなと思うんですけども、それが全体を通してこのワーク・ライフ・バランスのところ書き込まれてないというふうに思いました。

それから、コミュニティワーカーというのが初めの方にも出てきたんですけど、コミュニティワーカーというのは、これは男女共同参画を推進するのにも、やはり深く関わるのでコミュニティワーカーというのが書かれているんです。一番最初に出てくるのがコミュニティワーカー、6ページ、こういうところに書いてある。これと男女共同参画推進のリーダーを養成するというのがあるんですけども、これとコミュニティワーカーとの関係はどんなのかな。コミュニティワーカーというのは何か、コミュニティを活性化して地域にある資源を活用して、市民活動を支え、地域活動の発展を図る専門性を備えた人、こういう人を設置するという、これと男女共同参画固有の市民リーダーと連携するんでしょうけど。ちょっとこれがどういう関係にあるのかなというのが質問なんですけれども。

それから、さっきのやっぱりワーク・ライフ・バランスのところ、23ページですね、これ4番、推進体制の整備っていうの、この案を読ませていただいたら、庁内におけるワーク・ライフ・バランスを推進する、まず庁内がまず先頭を切ってワーク・ライフ・バランス体制をつくり上げていくということですね。そういう意味に取りにくい、庁内推進体制の整備、言葉はちょっと取りにくいかなと思います。庁内からワーク・ライフ・バランスを実現していきますということですね。そしてこのところで、やっぱりワーク・ライフ・バランスの施策というのは、次世代育成という福祉関係が扱っている次世代育成の施策と結びついている施策だと思うんです。だから子育て支援体制の整備はそうですし、そうなんですけども、事業所への働きかけ、事業所もワーク・ライフ・バランスを事業所側からどういうふうにつくっていくかということが、もうちょっと書かれてもいいんじゃないかなって思ったりするんです。今気づくところはそんなところです。

【部会長】ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【委員】幾つかありまして、一番気になったのが、言葉の定義なんですけど、注釈をいろいろ付けておられますが、注釈がどういうふうになっているのか、それがここからは見えないんですけども、どこか書いておられるんですかね。ちょっとそれでいくつか、委員がおっしゃったこととも関連するんですが、順番にさらえていきます。

まず7ページなんですけど、2番のジェンダー問題、そのジェンダーの定義ですね、これもおそらく一般的にはセックスは生物学的性別、でジェンダーは社会的文化的性別という理解があるかと思うんですけども、これが今ものすごく議論になっていて、結局、生物学的性別といっても結局は外性器とかそういうもので判断するものだから、時代によって変わってくる可能性もありますよね。性染色体を調べるとか、いろんな方法があるので、結局、セックスやジェンダーというのはきれいには分けることができない、そういうような理解が今、出てきているので、それよりも男女の関係性、支配とか被支配とか、差別・被差別関係とか、そういうようなものを問題視する方向に進んでいるというのがあるので、もしもその生物学的性別とか社会的文化的性別、それだけで定義を終わっておられるのだったら、ちょっと、やっぱり問題かなと。男女の関係性を問題視する概念だというようなことをひと言入れておいてくださる方が、一番問題を端的に指摘していることかなと思います。

それが一つと、あと8ページなんですけど、国連の持続可能な開発のための教育の10年というのがありますが、この持続可能という言葉がものすごく最近遣われますよね、サステナビリティとかサステナブルとか。ですけど、この「持続可能な」をそもそも国連や日本政府も遣っていますが、どう理解するかですね。要は一世代だけで終わる福祉であったりとか、対策ではなくて、次世代にもつながっていくようなという、そういう概念になっているので、これもちょっと説明をしていく必要があるかなと思います。ただトレンドに遣われてしまっているところがあるので、それが一つです。

あと、これはA3ですね、A3の施策の体系案ですけど、5番ですが、すみません、以前気がつかなかったんですが、川西市の理解では、配偶者等からのあらゆる暴力、これがDVという理解になりますよね。だけど、それでも決して間違いではないと思うんですけど、それがDVだということと、あとその10番のDV防止に向けた啓発・教育の推進、ここがリンクがないし、分からないので、例えば配偶者等からのあらゆる暴力のあとにDVというようにカッコ書きで入れておくとか、何かしないと、その何がDVなのかということが明確にはならない。それがちょっと必要かなと思います、整合性を持たせるために。

あと17ページで、先ほど委員もおっしゃったんですけども、結局、男女混合名簿とか、あと四つ目の黒丸で校長・教頭・指導主事など指導的立場にある女性をふやす必要があるという指摘がありますが、やっぱり何でふやさなきゃいけないのかとか、何で男女混合名簿を推進していかなきゃいけないのか、それが分からないとやる気にもならないというのが現実だと思うので、これはどちらも隠れたカリキュラムにあたるというようなことを、やっぱり前に出しておく必要があると思うんですね。なので、例えば、男女混合名簿のところには何か注釈をつけて、それで男女混合名簿とはこういうものでとか、男女別名簿はこんな問題があったとか、これらが隠れたカリキュラムの中に入りますとかですね、そういうようなことのちょっと説明が必要かなと思います。それと同時に、校長・教頭・指導主事はなんでもっと女性をふやしていかなければいけないかということも隠れたカリキュラムにあたる訳で、結局子どもたちは知らないうちに、偉い人たちは男性になるべきだという、リーダーシップを発揮するのは男性だという、そういうような隠れたメッセージ性があるので、それを是正するんだという、それをだから明確にしておく必要があると思うんですね。それが一つです。

あと、すみません、22ページですけども、前回ちょっと私が最近非正規の若い人たちもふえているということを確認したかと思うんですけど、最近は新規学卒者でもなかなか就職が難しくなってますね。ですので、そういう人たちの中で特に女性が今苦戦しているんですね。例えば高卒の

普通科で女子だとか、あとは特に短大生が無茶苦茶今、就職率が悪く、高校よりも悪いです。だから、そういうような、その若年非正規労働者、もちろん特に女性に対する支援とか何とか、そういうような、その視点をここで明確にしておく必要があるのかなと。若年非正規労働者が今ものすごくぶえているというところが、ここではカバーされていないので。

すごく細かいことですけど、27ページで、これはちょっと私自身もはっきりとは分からないんですけど、二つ目の黒丸の2行目から3行目にかけてなんですけど、「また、性犯罪は公然と行われることはあり得ないため」と言い切れるのか。委員どうなんですか、少ないためとか、あり得ないとはちょっと言い切れない、きつい言葉かなという、そこですね。まあ少ないとか、何かもうちょっとやわらげることが必要かなと。

あとすみません、本当に細かいんですけど、28ページの基本目標5の配偶者等からのあらゆる暴力、ここなんか、DVをやっぱり入れておく方が、あとでいきなりDVという言葉がポンと出てきますので、何かその辺の工夫が必要かなということです。

あと29ページの黒丸二つ目ですが、「また、若年層がデートDVやDVの被害者・加害者とならないためにも」と、これ、分かる人には分かると思うんだけど、若年層がデートDVに遭うとか、その辺は理解できると思うんですけど、DV被害者・加害者になると、じゃ何がデートDVと違うのというのが普通かなと。例えば将来っていう言葉、そこに将来DVの被害者・加害者とならないためにも、何かそういうことは必要かなと思います。

あとすみません、ほんと細かいことですけども、33ページの、これが最後です。33ページの三つ目の黒丸の一番最後の文書なんですけど、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるようなのか、強化できるようなのか、どちらなんですかね。強化されるようですかね、だれが強化するのか。

【委員】強化される、たぶんね、可能態のつもりで書かれたんだろうと思うんですけど、文書的には、ただしかし、今おっしゃったように、されるというのは受身にとる、使う場合もあるし、だからね、ちょっと誤解を少なくする方向で考えないと。

【委員】強化できるよう、の方がいいんですかね、どうなんだろう。ちょっと分かりませんが、すみません。たくさん出てきてすみませんでした。以上です。

【部会長】ありがとうございます。皆さん、細かいこと言っていただく方が、むしろ事務局の方もあとできっちり整合性高まりますので、何なりともっとお気軽に。それから、これがこうというご意見、どんどん出していただければと思います。

【委員】委員の方からもお話が出たんですけども、6ページの主な課題、ざっと書いてらっしゃるだけで、何かこう、どれがすごく課題なのかと分かりにくいんでね、順番的にも。だからあったものを順番に並べていらっしゃるようなイメージがあるので、整理が足りないというのと、力強さがない。課題ということに関しては、ここに力を入れないといけないことなので、文書的にもう少し整理していただかないと、課題のイメージがつかないなというのはすごい印象に残ってます。

それで私は、委員、みなさんおっしゃったんで、違うことと。基本目標のイメージ図なんです。これ前回で、かなり私、違うなというのは感じてたんで、じゃ次どんなのが出てくるかなと思っていたら、今日出たのがこれだったんですけど、これ、たぶん書いていらっしゃる問題に関しては、イラスト的に申しあげて、まず安定感がない、それからこのギザギザになると、これ稲妻的なイメ

ージがあって、破壊につながるようなイメージを持ってしまいうんで、やっぱり安定的に一つのものを築きあげてるといようなもののイラストにさせていただきたいなっていう感想を持っています。ごめんなさい、せっかく作ってくださっているのに、何かあれなんですけど、やっぱり、もっとこう、暖かく物が一つできあがってるものっていうようなイラストにさせていただくと分かりやすいんじゃないかなと思います。以上です。

【部会長】ありがとうございます。あの、何て言うんですかね、暖かさとか、いろんなイラストの原稿はいくらでもきますけれども、いわゆるそれぞれが関連しあっている…。

【委員】それに関しては問題なくて、イラスト的に見た感じで。

【部会長】はい、分かりました。

【委員】役所が出す文書ですから、固い文書になることについてはしょうがないかなと思うんですけども、これを読んでいくと、NHKの子どもニュースの先生が要るなみたいな、はい。

せっかくきんたくんがいる、キャラクターがありますので、それを利用して、きんたくんがしゃべっているようなイメージをどこかに出すことができ、これは役所の文書ですけども、もっとオープンにするような、一般の市民にオープンにするような文書についてはせっかくきんたくんがいる訳ですから、キャラクターを使いながら、噛みくだいた表現をすれば、もうちょっと浸透するんじゃないかなというふうに思いますのと、発展的には事業所云々という文言がありましたですけども、男女共同参画を推進してる事業所ですよというような、ISOとか取り組みありますよね、同じような形で川西市独自で男女共同参画を推進している事業所ですよという、何でもいいんですけど、そういう登録であるとかをやっていけば、それが登録制度にまたがって、登録できましたとすれば、名刺にも書ける訳ですし、例えば、お店やったらお店でもステッカーを張れる訳ですし、具体的にそういう形にしていけば、事業所にはガガガガと推進していく。うまく使っていけばいいんじゃないかな、取り組みの具体策の例ですけども。浸透させないことには結局意味ないことなんで、そうじゃないと、本当、何て言うんですか、求人もね、そういうステッカーの貼ってあるところには求人もあるかもしれないし、企業にとってもいいような形ができるんじゃないかなという提案なんですけれども。

【部会長】はい、ありがとうございます。最初からですね、かなり、いろいろと文章の加筆、修正などが出ましたので、そのあたりだいたいほぼできますでしょうか。

【事務局】はい。

【部会長】今の中で、事務局の方がもうちょっと少しその辺を詳しくとか、何かございましたら、ページ言っていたら。先ほどの、だいたいフォローはできていらっしゃるでしょうか。

【事務局】すみません。今、委員からご質問のありました、コミュニティワーカーと男女共同参画市民企画員、しかもリーダーなんですけども、コミュニティワーカーにつきましては、私も実物を見たことありませんので、どういうものかちょっと書いてるものでしかわからない状況なんですけ

れども、コミュニティワーカーの前のプランの言葉の説明にありますのは、ちょっと読ませていただきますと、地域のニーズを踏まえてその発展のために、各種の組織、施設、機関の連携を図り、地域資源を活用し、福祉活動、青少年育成、環境整備などに取り組む住民組織の支援にあたる専門職員のことをいいます。地域に入って必要な情報を提供したり、組織をつないだり、相談に応じるなど活動を行いますということなんですね。ですので、市民リーダーはもちろん市民の方になっていただきますけれども、コミュニティワーカーにつきましては、市の職員が担うというような位置づけだと思います。もちろんこういうコミュニティワーカーがあれば、男女共同参画っていうのがもっと、草の根というか、地域でもっとスムーズに発展していくのかなと思うんですけども、なかなかそこまでできていないというのが、前のプラン、10年近く前にできたプランにも謳われておりますけれども、なかなかそこまでできていないというのが現状でありますというような状況です。以上です。

【委員】コミュニティワーカーが出たのは随分昔、昔というと弊害がありますが、かなり目玉で出した時期があるんですよ。日本でもコミュニティワーカーというのは、例えば大阪府も養成っていうかあるんですけども、ヨーロッパでは、ごく一般的にコミュニティワーカーというのは存在しているわけだし、日本でいけばよく社会福祉の職員なんかでね、いや自分たちはミニコミュニティワーカーだと言っている人たちもあるんですけども、要するに地域に入って、かなり地域のいろんな活動をサポートしたりね、専門的な見地から自分がこう指定するということではなくて、まさにバックアップというか、情報を提供したりとかね、そういう役割なんで、やはり男女共同参画を進めていく場合、今地域がやっぱり一つの課題を抱えているので、そういう地域でいろんな市民が活動してもらったときに、男女共同参画の観点からいろいろアドバイスをしたり、支えるという役割を持つ、そういう専門職員が必要だなというのがそもそも出発点ですよ。ただ、なかなか独自のコミュニティワーカーを配置するというのはなりにくかって、だから今回も職員にそういう力量をつけるという表現になっているんだと思うんですけども。特に施設職員というようになっていますので、例えば公民館の職員とかね、そういうものが念頭にあるのかなと思いついてたんですけどね。

【部会長】先ほど話題になっています、次世代じゃないですけど、本来そういう方々が地域で育っていけば一番いいということですよ。今、福祉、どうしても市の職員、福祉の職員の方がコミュニティワーカーとしてリーダーシップをとって、それが今も本当に地域のコミュニティですね、コミュニティワーカーのコミュニティではなくて、地域のコミュニティ。地域、地域に、そこまでは…。

【委員】だから専門職員ですからね、もちろん地域で育った人が市の方に採用されていくということになればそれはベターだと思うんですよ。つまり、いわゆる市民のボランティア活動とは違うという位置づけでないと、先ほどご指摘がありましたように、市民リーダーというのはまさに市民のいろんな人たちが成りうるわけですよ、だからコミュニティワーカーというのは一応、やっぱり専門性を持ったプロフェッショナルということになりますのでね。だから、単なるボランティア活動ではない。もちろん市民リーダーでいろんな力をつけるというのは大事なことだし、ということはもちろんあるんですけどもね。

【部会長】ありがとうございます。今、ちょっと私も、その辺はね、どうしても、基本理念と重点課題の、7ページ、8ページで7つ今出ていますけれども、コミュニティワーカーという言葉は、

ちょっと市民リーダーとですね、ちょっと先走りますけれども、具体的施策のですね、33ページの具体的施策で、リーダーとコミュニティワーカーとが具体的施策で出てくるんですけども、ちょっとコミュニティワーカーというのが注がっているかな、注といますか説明なんかも。ポンと出てきているので。

細かいですけども、7ページ、8ページのところで、既に七つあるんですけども、次の六つ基本的な考え方とありますが、七つですけども、六つになっている。

今、事務局、コミュニティワーカーのところで、ちょっとすり合わせをしましたけれど、他に何か委員さんがあげていただいたところで、少し補足は。

【事務局】コミュニティワーカーのことになるんですけども、10年前に作られたプランの中にもコミュニティワーカーっていうのが謳われていました。それを事務局の方で削除するとかということがなかなかあれなんですけれども、例えば、男女共同参画市民企画員っていうのが昨年からできまして、その以前には男女共同参画推進員さんも活動されているんですけども、その方に草の根の活動を担っていただくということで、その代わりと言ってはあれですけども、コミュニティワーカーについては、例えば、これまでも実現できていないんですけども、削除するような形でしていければなと一担当としては、そういうふうと思う分もあるんですけども。

【委員】なんでそれ、削除するんですか。

【事務局】それはそうですね、なかなか実現が…。

【委員】だからここではコミュニティワーカー的な力をつけると書いてあるでしょ。それも削除するんですか。それは何でかってよく分からない。

【部会長】削除、逆行しちゃっている。

【委員】逆行しちゃっている。例えば公民館なんかでもね、職員が地域、実際にはやっていますよね、明峰公民館で見たって、私の近くの。やはり地域の人たちと一緒にあってね、いろいろとやっている。そういうのが、そういう力をつけるのがコミュニティワーカーだろうと思うんですね。それを削除してしまうということは、要するにもう施設に引っ籠って、何も来るのを待つだけというようなことを奨励するみたいなことになりますよね。そこがどうも、なぜ行政がそれだけ消極的になっているのかちょっとよく分からない。今の時点になってね。

【事務局】消極的にはなっていないんですけども、男女共同参画という、それだけを見たときにはですね、まだまだと今言いましたように、企画員的なことは行政もしているんですけども、一つ今年の施政方針の中でもですね、地域分権の中ではですね、地域と行政をつなぐですね、地域担当職員制ですね、そういうことを今後進めていくというようなことも、行政と地域とパイプ役になっていく、そういうことも設けていくんやということで。

【委員】それが、コミュニティワーカーですよ。

【事務局】そういう全体的な、地域のコミュニティという中では、はい。

【委員】そうなら、何も削る必要なんかないということになりますね。

【部会長】むしろさらに発展させて、みたいな。

【委員】だから、私は、むしろ施設職員というように限定をする必要があるのかどうかという、それの方を感じたんです。ただ一番、公民館のね、職員というのは念頭にあるから、こう書いてあるのかなというふうには思ったんですけどもね。

【事務局】どうとらえるかですね

【部会長】ええ。

【事務局】ちょっと事務局の方なんですけれども、委員の方から基本理念の件で再度あったんですけども、これは1回目の時にもですね、これいろいろと議論を願ひまして、特に「女性も男性も」をとってしまったらどうやという形で言われたのは、前回、1回目も出てたと思うんですけども、最終的にはこれ高島会長の方からもとってしまったって、責任を「男女ともに分かち合い」ということで、その辺で最終的に皆さんにこの文で合意していただいたら嬉しいんですけども。

【部会長】先ほどご意見を出していただいたのは、「個人の尊厳を大切に、家庭・地域・職場の喜びと責任を男女ともに分かち合い、いきいきと暮らせる男女平等社会」にするのか「男女参画社会」にするのかでしたけれども、皆さん、いかがでしょうかね。最初の「女性も男性も」はむしろ割愛した方がいいと思いますね。むしろ「男女ともに」でちょっとスリムにして。むしろ男女平等社会か男女参画社会かということになってこようかと思ひますけれども。いかがでございましょうか、皆さん。

【委員】平等っていう言葉も非常に重要な言葉だと思いますけども、何かあまり使い古されて、何かパンチがなくて、参画共同、共同参画プランであったら、参画でもいいのかなとふと思っただけなんですけれどもね。割合、今までのプランでも川西市は男女平等という言葉遣っていらっしやいますね、よくね。男女平等、どちらでもいいんです。ちょっと長いなと思っただけで。

【部会長】理念ですのでね、やはり男女平等にするか男女参画にするか、ここはこの場である程度、部会の皆さままで決めていただきたいと思います。

【委員】すごく個人的な意見ですけど、男女平等社会、本当は男女平等をめざしてはいるんですけど、なんせそのジェンダーフリー教育とか、そういうものに対して、ものすごくバックラッシュもあるので、この男女平等社会の実現というのをポツと出してしまっって、いろんなことを曲解されて、ものすごく批判を受けることで終わってしまう、せっかくこうやってやっているのに、それがなんか批判の対象になって終わってしまうというようなことを考えれば、男女参画というこっちにして、肅々と目的を達成するようにやっていく方がいいのかなという気はします。弱腰かもしれないけ

れども。

【部会長】参画の中にももちろん平等も入っている。表に出すのはちょっとこう…。

【委員】本当はね、男女共同参画というのは、男女平等のための、私は一つのステップであると思っているんですね、というかポイントだと思っているんですね。だから男女共同参画社会というものの実現というのは、もう少し言えば男女平等社会ということになるんだと思うんです。ただ、今、日本ではですね、法的には男女共同参画社会ということが盛んに言われていて、平等についていろんな捉え方があって、あんまり理論を、どう言うんでしょうかね、懐疑的で、いろんな解釈がされるもんだから、そういう点では男女共同参画社会というところは法的にかなり明確な位置づけがあるので、何て言うのか、比較的すっきりというか、スッといくというところはあるんですね。だからそのあたりを、特に川西という自治体が作る場所ですから、考えないといけないかなという気はしているんですけどもね。

【部会長】平等というのは、概念、皆さん価値判断をひろくとらえて、男女共同参画だとある程度定義といたしますかね。

委員いかがでしょうか。

【委員】いいと思います。共同参画で。

【部会長】そうでしたら、一応「共同参画」で。ありがとうございました。

皆さん、出していただいていますけれども、ほかよろしいでしょうかね、事務局の方は。

【委員】それに関連して、確認したいんですけど、これではなくてこちらになった理由はなんでしたかね。これが一番最新版なんですね。

【部会長】これは前のプランのものなんです。

【委員】ああ、前のプラン。採用せず、こっちになるんですか。

【部会長】採用っていうか、それぞれの基本目標なんで変わってます。

【委員】そういうのがあって、結構この螺旋のものっていうのは、結構分かりやすいといえば分かりやすいとは思いますが。これだと、どうつながっているのか、発展性とかちょっとわからないので、螺旋というのは分かりやすい。で、ちょっとこれなんか、グロテスクな感じがするので、もう少しこの螺旋を細くしたらスッキリいくのかな。でも、これですね。それをどうされるのかというのは、またいろいろ議論の余地があると思うんですけども、もしもですね、もしも平成15年3月のこの文言を、また文言を遣われるとなると、ジェンダーフリーという言葉が出てきていますよね、平成15年のものとはいえ。もしもどこかでジェンダーフリーを遣うか遣わないかということにもしもなったら、ちょっとジェンダーフリーという言葉はものすごく今微妙な言葉なので、これは非常に気をつける必要があるかなと思いますね。

【部会長】ジェンダーっていうのは、かなりそういうことで、それで委員、先ほどご指摘くださってましたけれども、やはり7ページの(2)それからエンパワーメントは委員も言ってくださってましたけれども、潜在的な発揮という、その辺が出ていないということと、ジェンダーの持つところの概念を、8ページのワーク・ライフ・バランスのサスティナブルですね、本当この言葉をかなり気をつけて遣うといえますかね、流行的ではなく、次世代につなげる、かなり盤石なものとしての捉え方ということですね、ジェンダーフリーのことは。

あとは概念図として、先ほど委員も言ってくださいましたけれど、柔らかくといえますか、暖かく、それでずっと皆が関わって行って、今先ほど基本理念を言いましたけれども、あのような形もっていくとかですね、少し優しい感じで図にできたらと思いますね。

そうしましたら施策の体系のところですね、これも委員が言っていたいてましたけれども、5番、あらゆる暴力のところDVをきちっとした言葉で入れるということ。そして、文言の改定ということで、特にここで検討とか大丈夫ですか。

【事務局】ここで、委員がおっしゃっておられた基本課題の中で、いろいろ推進とか促進、これにつままして、事務局の方で調整させていただいて、表現方法ですね、考えさせていただくということでもよろしいでしょうか。

【部会長】絶対ここはこれだというような、何かありますか。事務局一任ではちょっとというところがありましたら。

【事務局】また、再度提案させていただくということで。

【部会長】すみません、29ページなんですけれども、前回、クローバーの会さんに聞いているいろいろ変わっているんですけども、施策の方向というところで、事務局案は1ということで市民(家庭・地域)とですね、事業所への啓発の推進というのは一つになっているんですね。で、やはり市民への啓発ですね。事業者への啓発というのはちょっと違うのではないかと。市民というのは家の中で、家というか家庭・地域で啓発され、教育されということなんですけれども、事業者というのはむしろ前回、来ていただいたときにお話がありましたけれども、むしろ事業者とか職場で守られているというか、職場に行く方が家庭にいるよりも安心だという、そういうご発言もあったかと思えますね。その部分で、やはり事業者が、そういうDV被害者に対するシェルター的なですね、そういう役割というのが大事で、むしろ商工会だとかJAですね、そのあたりがしっかり連携してですね、それで、事業者としてしっかりそういう方々を理解する、そういうDV問題についてしっかりと皆が頼っていけるような啓発が必要だということで、ちょっと市民、家庭や地域への啓発とは、ちょっと分けた方がいいんじゃないかなというふうに、少し。それで施策を三つに分けたいなと思っているんですけども、よろしいでしょうか。だから1番は市民(家庭・地域)への啓発の推進、3くらいに事業者への啓発ということで考えているんですけども。

あとですね、皆さん、38、39ページの評価指標の方ですね、これまあ、一つが、皆さんだいたい三つということで、 $3 \times 6 = 18$ が出たわけなんですけれども、目標値のところをちょっと見ていただきたいのと、あと、基本目標の5の三つ目なんですけれども、小・中学校でDVに関する教育を実施した学校の割合、これはまだまだ小・中学校から性教育、DV、しっかり徹底させると

ということで前回お話がありまして、ここに入れてくださっているんですけども、事務局側が。そのあたり、どれだけ実施できるかというところで事務局側も、これからちょっと我々が押さなければという話をされていましたが、ほかに評価指標でお気づきの点ないですか。これ非常に大事になってくるかと思しますので。

【委員】すみません、一つ確認ですけど、基本目標5の真ん中の「DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合」が男性の方が高いんですか、66.7なんですけど。

【事務局】この間の、去年の11月の調査では、DV被害を受けた男性って3人しかいないんです。だからあまり数字的には…。

【委員】男性の方が積極的なのかなと思ってしまいましたね、数字的には。

【事務局】たまたまだとは思いますが、その時のデータとしては多かったということです。

【委員】評価指標全体を見たときに、例えばなんですけど、最初の「『男は仕事、女は家庭』という考えを持っている『人』の割合」ですね。で、基本目標4の「子育てがしやすいと感じる『市民』の割合」ですよね、これ何か、ちょっと文書的に、いろんな誤解が出てきませんか。「人」と「市民」とそれと、例えば「男性職員」と「市職員」の感じ、この辺がなんか、ちょっと整理がついていないようなイメージがあるんですけど。

【事務局】この子育てがしやすいと感じる市民の割合につきましては、政策課が毎年実施してます市民実感調査の項目から取ってきているんですね。ホームページとかでも、この市民の割合というふうな表現で載ってまして、そのままここに掲載させていただいています。確かにおっしゃるように、地域・相談課で実施しました調査の文言とはちょっと違いますので、確かに整合性はありせんので…。

【部会長】ある程度統一できるものは、ええ。

【事務局】はい、そうですね。

【部会長】はい、ありがとうございます。先ほど、基本目標5の2のところですが、これ3名の数字がこういうの出てくるのはちょっとよくないですね。共通、例えば男女の、もう一つのどこかに相談した市民の割合ということで、男女の平均値で出す方がまだいいでしょうね。

ほかはいかがでしょうか。また戻ってきていただいて結構なんですけれども、少しこちらの具体的施策の方も見ていただきたいので、また具体的施策を見ながら、こちらに戻っていただいても構いませんが、具体的施策について事務局特にご説明はよろしいですか。

【事務局】この具体的施策ですけども、表紙のところにも書かせていただいておりますけども、これから内容を吟味といいますか、取捨選択等行いましてですね、その上で関係所管と調整をしていくこととなりますので、本当に、現プランの具体的施策に、今回新たに出して掲載させていただ

てます分とを合わせてそのまま掲載させていただいてますので、それと、今ご審議いただいている中でも、具体的施策が川西市の場合はあまりにも多いのではないかというふうなご意見もいただいていると思いますので、これからできるだけ、もう少しスリムな形にしていければというふうに思っています。その中で本当に、ここはもうどうしても必要だという部分に絞って、具体的施策ということであげていければなというふうに考えております。以上です。

【部会長】ありがとうございます。

【委員】31ページのところなんですけれども、この具体的施策の142のところですね、「プランの策定とその進行管理のための諮問・専門機関として男女共同参画審議会を設置し、必要に応じて開催する」となっているんですが、男女共同参画審議会を新たにまた設置するというように読みとれるんですよね。そうじゃないわけでしょ、この男女共同参画審議会がこの進行管理のための機能を果たすということですよ。何かちょっとそういうふうに誤解を受けてしまうので、ちょっと表現の方法を変えてもらったということが一つ気になったところです。

それから、あと気になったのは、いくつか重複があるのはこれはやむを得ないですかね。例えば7ページのところのですね、「市の女性職員・教職員の職域拡大」ということが出ているんですが、13番と36番、どう違うのかというあたりがですね、いや、両方で必要なんだと言えばそれで構わないんですよ、無理して合わせろとは言わないんだけど、ちょっとそのあたりが気になったといえれば気になったので。

そういうことを言えば、4ページと5ページのところも23と、4ページの方は23番ですよ、それから5ページの方は45番で、もっとも5ページの方、45番の方は生涯学習センターが出てこずに公民館だけが出てきて、4ページの23は公民館の他に生涯学習センター等が出てきているんですけども、この辺はどうしてもこういうふうに二つに割れるのかどうかというあたりが、ちょっと気になったといえれば気になったということなんです

【部会長】委員、お気づきの点は今の2点ですか、重複、特に。

【委員】重複については、他にもあるかもわかりませんが、私がパッと目についたところで言えばそういうことなんです。

【部会長】事務局の方はいかがでしょうか、今の2点のご指摘の部分については。

【事務局】現行プランではですね、今委員におっしゃっていただいたところは、おそらく違う基本課題であったと思います。それで今回、基本課題が変わりましたので一緒になってしまうと同じような内容だということが見て取れるという状況になってると思うんですけども、そういうのが、他にも幾つもあると思います。

【部会長】それはどういうふうにされるのか。

【事務局】そうですね、例えば一つにできるところは一つにするとかですね、そういうふうな形でできるだけ削除していきたいと思います。

【部会長】その辺ちょっと検討の余地があるかと思imasuので、ぜひよろしくお願imasuします。

【委員】そうしますと、2ページですけど、2ページの3番と4番と7番は、どれも隠れたカリキュラムですね。3番、4番、7番、どれも隠れたカリキュラム、その辺も一緒にして。

【部会長】そうやって見ていきますと統廃合といimasuますが、整理できるところはありそうです。今この段階で、委員の皆様も、ご指摘くださるならば事務局もきつと有り難いと思imasuし。

【委員】具体的施策の中で、どっちなんでしょう、「推進する。」と必ず「。」がついてimsuですけど、「。」は要らんのと違うかなと。すべて言葉なんでピリオド、「。」をつけてらっしゃると思uんですけども、もう何かそれで終わってしまいそうな気がするんで、「する。」「。」をもう取ってもうたらどうかと思uんですけど。

【事務局】点、句読点がありますのでね。

【委員】それは分かるんですけど、句読点があるので最後は「。」で閉じてはるんですけど、何か閉じると終わってしまいそうな気がするんで、1ページの の1番、 は「新規」の番号、それは冗談なんですけど、感じが良ければいいんですけど、言葉なので、文章なので、最後に「。」を入れてはるんですけど、他の書類を見ても、全てこの囲ってあるところには、「。」印が入ってないので、何かこれについてすごく全部「。」が入っているなと気になったんで、まあどちらでもいいんですけど。

【委員】もしも「。」を外すのであれば、何とかの推進とか…。

【部会長】その労力は大変ですね。

【委員】じゃ、いいですよ。

【事務局】すみません、今の言葉の最後の部分に関係するんですけども、例えば29ページをご覧いただきたいんですけども、29ページはこれ、 で囲ってあるのは今回新たに加えました具体的施策なんですけれども、言葉の一番最後、「行います」とか、「助成します」とか、「働きかけます」という形になっていますけども、市民の方にももちろんご覧いただくものですから、こういうような形で「～します」とかというような表現で統一したいなと一担当としては思っています。

【委員】じゃむしろ、 のついているナンバー的な表現、いわゆる「です」「ます」調になる、「である」調ではなくて。

【事務局】これはまだまだ所管課と調整しておりませんので、調整していくということです。

【委員】「です」とか「ます」、「行います」「図ります」、やっぱり弱いんですよ、言葉的に。具

体的に例えば、「徹底します」「管理します」というのは、何が見えているというのが分かりやすいんですけども、やっぱり「図ります」とか言われると、どんな図り方でどこまでやるんとかね、やっぱりちょっとそんなイメージを市民が見るんでしたら、見てしまいますね。

だから具体的にやっぱりきっちりとやっていただく、これちょっとたまたま25ページを見てみると、「行います」「努めます」、何か弱いな。「徹底します」ああ、徹底してくれるんだな、次は「管理します」、やっぱり文書、文書で一個ずつに納得がいくような文書にさせていただくとやはり分かりやすいなと思います。それと17ページになると「図る」という言葉ね、これも「です」「ます」調にさせていただいて。

【部会長】その辺の統一、今後の強さとやる気を見せていただければと思います。

【事務局】なかなか難しいところですが。

【部会長】具体的施策を眺めていただきますと、またこちらのね、本文と指標という部分でもよろしいです。

先ほどの委員がちょっとご指摘いただいていた部分、もうちょっとしっかりとご検討いただきたいんですが、基本目標3ですね、仕事と生活の調和の推進というところで、もうさらに男女共同参画の視点によるワーク・ライフ・バランスの推進と出てきてということで、3の基本目標に対して基本課題一つではあれなので二つに分けるところを、こちらにワーク・ライフ・バランスがまた出てきたということになっているんですね。

【委員】基本目標の仕事と生活の調和ということ自身が、もう今、男女共同参画の主要なテーマなんですね。だから基本目標の方はそのまま、言葉が二重になるから形容詞をつけたという、けど、これはもう案外意味がないと思うんですけどね。一緒になっちゃうと困りますから何か…。

ワーク・ライフといっても、施策の方向でワーク・ライフ・バランスの普及促進と言う場合、どこに対して何を主題にしてという、ちょっと分からないんで、普通、ワーク・ライフ・バランスの推進というのは、男女共同参画の推進の過程の中で一番最初、女性が仕事と家事、育児を日本の場合特に女性が担っていますから、女性についてワーク・ライフ・バランス、仕事と生活が両立できるようにというふうなことから、その発端、出発したと思うんですね。でも、男女共同参画というのは、女性がそういうふうな仕事と家庭が両立するだけではなくて、男性もまた女性と同じように仕事と家庭が両立できて初めて男女共同参画なんですね。

それで私は、この間の県の審議会でも、今年はこういうことをしましょうと言って、むしろ女性の視点からワーク・ライフ・バランスを考えたのはいいし、持続して考えればいいんですけども、男性の視点に立って、男性もやっぱりワーク・ライフ・バランスを実現しないと、いつまでたっても男女共同参画は実現しないですね。そういうふうな意味で事業所にもっと直接的に働きかける。でも事業所自身が自分のところの職場環境なり職場慣行というようなものをどんどん変えていって、要するに生活と仕事というのは相乗効果を持っています。で、生活が満足できるようなものであれば、仕事の能率も上がるという、そういうことの事例がいっぱい発表されているわけですよ。そういうことをもっといろんな事業所の人々が話を聞く、そういう機会を設定したらいいし、実際にどういうふうなワーク・ライフ・バランスが実現しているのかということをやっぱり考える。そういうことが1点あると思うんですね。

それと、やっぱり男性が家事育児、そういう家庭生活の中に参加していくというのは、やがて地域社会にも参画していくということなんですね。で、地域でもって男性なんかがたくさんグループを作っていくって、子育てというものは地域で共同でやっていくものだというふうな、そういう意識を育てていくってということも一つの柱だと思うんですね。その二つが両方とも書かれていない。事業所への働きかけ、事業所の研修と、それと子育ては地域で支えていくということであって、初めてワーク・ライフ・バランスというのは実現すると思うんですね。これまで女性が仕事と家庭が両立できないから子育て支援をしましょうと、そこのところへお金ばかりかけないで男性の生き方も変えていかなきゃいけない。地域興しもしていかなきゃいけないということが今問題なんじゃないかと思うんですね。

【委員】このワーク・ライフ・バランスが、ダイバーシティですね、多様性ということは確か政府の方が事業所に言って、何かその辺を実現しているところには助成金を出すから、支援するとか、何かそんなところから始まっていたんじゃないかなかったですかね。やっぱり、なので例えば、国の方の男女共同参画、例えば白書とかそういうところでは、ワーク・ライフ・バランスはどういうふうの説明されているのかとか、先ほどから言ってますけど、定義が、注釈でないので、だからその辺でどういうふうにとるのという話になっちゃっているんですね。なので、やっぱり国、政府との方針との整合性も必要でしょうから、一度その辺もクリアにしてから、じゃそのスタンスはどうしていくのか、川西市はどうするのかとか、そういうことが必要なのかなと思いますね。先ほど委員がおっしゃったように事業所の方の取り組みも大事だし、あとやっぱり、プライベートな家庭でも、やっぱり男性がやっぱり残業ばかり、ある意味では妻はもうどうしようもないわけで、だけど、夫の方は夫の方で過労で疲れているという、そういう状況なので、事業所と家庭での両方でそのワーク・ライフ・バランスを推進していくという、そういうふうなニュアンスが必要なのかなという気がします。

【委員】同じことの繰り返しになるんですけども、やっぱり23ページからの本文と指標の方ですよね、23ページの書き方がやっぱり、市役所内でモデルづくりみたいなのに特化されてしまっているから、今のようないろんなご意見が出ると思うんですね。実際、施策の方、具体的施策の13ページを見ますと、一応、商工農林労政課なんか書いているし、そういう事業所への働きかけも意識はされているんだろうなと思うんですけども、本文との整合性がちょっと乏しいので、やっぱりそこをきちっとしておく必要があるだろうなと思うんですね。確かに労働行政とかそういうことになると、確かに府県の方が、京都府でも兵庫県でもワーク・ライフ・バランスというのをかなり共同参画の正面に出してますよね、それに比べますと市町村はどうしてもやや弱くなるんですけども、やっぱり今おっしゃったようないろんなことを考えていけば市町村なりの役割っていうのが大きいんで、その辺はもうちょっとしっかりしておいた方がいいかなと思います。

【部会長】貴重なご意見を聞いていますと、ちょっとやはり基本課題と施策の方向ですか、ちょっとやっぱり改良の余地があります。すぐには事務局案は出ないと思うんですが。

【委員】たたき台の21ページの基本目標の3のところ、私、国の第3次計画を読んだんですけど、ほとんどちょっと同じすぎるほど同じなので、基本目標のところの文言はですね、だから、まあ立場は、基本的な目標は国の立場を理解して書かれているんですけど、何かそのあとのいろんな

施策になると、ちょっと何か狭くなっちゃったかな。もうちょっと巨視的な側面で書けるかなと思って。

【委員】今、委員がおっしゃった21ページなんですけど、M字カーブ問題がカギカッコで出てきますけど、これ項目で出てくるとちょっと分かりづらいので、「～といういわゆるM字カーブ問題」とか、何かちょっと説明を入れるか、または注をつけてM字カーブっていうのはどういうことなのかっていうのが必要なかと。それと関連しまして、38ページの基本目標3の、二つ目のところなんですけれど、年齢階級別の女性労働力率、いわゆるM字カーブの底の率、やっぱりよく分からないですね。なのでM字カーブ、これまったく分からない説明になっちゃっているんで、さっきの21ページで説明したことを受けて、ちょっとここは変える必要があるのかなと思います。

【部会長】M字カーブにつきましては、注釈、表現、お願いいたします。事務局の方が21ページ、23ページである程度、具体的施策の方がですね、見えている部分があってそれを落とし込めていないということなので、ちょっと今、かなり貴重なご意見が出ていますので、男性の生き方、男性の視点ですね、それと事業者への働きかけに触れていただくことにして。

【委員】調査の結果を見ますと30代、40代の男性の家庭復帰への傾向というのがものすごく出てましたよね。私はものすごくそのところに注目したんですけども、理想はどうだと言ったら、やっぱり家庭と仕事を両立させたいというのが特に30代、40代の男性強かったと思うんですね。女性の方は、個人の趣味とかスポーツとかをやりたいなんていうのが一番でしたけども、随分、若い世代の男性はもう最初からバランスを欠いて、現実がついてきてくれないんですね、なかなかやっぱり。

男性の方がむしろ今、ワーク・ライフがバランスとれないということなんじゃないですかね。仕事のところは、ほとんど職場の慣行は変わらないで、ただで家へ帰ったら手伝いはせんならんという、非常に悲鳴みたいなものがあるんじゃないかと思いますね。女性の方は子育て支援が割合、まだ足りないですけども、充実していつているんですけども、その辺ばかりに力を入れたら、やっぱりちょっとまずいと思うんですね。男性にとっての男女共同参画というのを国も言ってますから、男性にも分かるような男女共同参画の推進というのをこれからやっていかなきゃいけないと思います。

【部会長】委員、基本課題6ですけども、男女共同参画の視点によるワーク・ライフ・バランスの推進って、この文言が長いんですけども、今のいろんな表現とかで何とか…。

【委員】そしたらこれは、男女ともワーク・ライフ・バランスの推進というのはどうですか。兵庫県の21プランにはそういう言葉がありますね。男女ともワーク・ライフ・バランス。すっきりしますね、その方がいいですね。

【委員】とっても細かいことなんですけど、何カ所か「きづき」という言葉が出てきますが、例えば17ページとかですね、何カ所か「きづき」という言葉が出てきたんですけど、これも全部漢字で書くのが普通なんですか。普通と言いますか「き」は漢字の方がいいですね。

【委員】分かりやすいですね。そうしないと、何か築き上げるというか、そっちの方になってしまう。

【委員】これは事務局、何か意味がありますか。仮名にしているという。

【事務局】先ほども少し言いましたけど、男女共同参画推進さんのOB会で、「きづき」さんという方がいらっしゃるんですが、男女共同参画センターの登録団体になってはるんですけども、男女共同参画を進めるうえでまず、きづくことが大切であるというふうなことで、その辺に重点を置いた活動をずっとされているんです。今まで全然きづかない、一般の市民の方にきづいていただけるような講座をしていくとかですね、啓発活動をするっていうようなことに主眼を置いてやっておられる方もいらっしゃるで、で、すみません、そのグループさんの名前が平仮名で「きづき」と書くんですね、それで私も知らず知らずのうちに…。

【部会長】私はむしろこの「きづき」はそれこそやる気の気、気持ちの気に、委員、今おっしゃった築いていく、掛詞なのかというふうに、むしろ私はそれでカギカッコもして、ただ中味は明らかに気持ちを「きづく」というのだけなんで、それだったら、ここまで仮名にこだわることもないんじゃないか、それにカギカッコも要らないような感じですね。

【委員】グループの名前だったら、それでこういう平仮名でいろんな意味を込めているんだと思いますね。

【部会長】日本の掛詞の趣も出しているという、そんな中でちょっとこれは、あんまり生かされていないという感じで、ちょっと統一でよろしいですか。

【事務局】はい。

【部会長】ほかもだいたい、もうよろしいでしょうか。

皆さま既にお持ちだと思うんですが、今後の予定ということですね、今、第2回プラン改定作業部会のあとにですね、もう1回ということで今回、第3回目のプラン改定作業部会を設けました。それで一応皆さま、5月14日、第1回の全体会議の審議会ということで、日にち、ほぼ決まっておりますけれども、今お配りいただいている物の、第2回プラン改定作業部会と第1回審議会との間のところが、今日の第3回プラン改定作業部会ということになっています。それで5月14日に第1回審議会、平成24年度の第1回ですね、一応、今日の皆さまご意見賜りましたものをですね、事務局の方々、もちろん整理していただきまして、久しぶりの全体会議ということで皆様とご議論いただくということとなります。

それでこの全体会議ですけども、今回いろいろとかなり内容また加筆修正が出てまいりましたので、それを全体会議でどのようにほかの委員の方、全体ですので、委員の方からご意見いただかないということなんですけれども、希望的と言いますか、もしもですね、事務局案と言いますか、ちょっと事務局の方から、もし第1回審議会でそれほど議論として必要ないということで、議論というのは審議会としてももちろんあるんですよ、プラン改定の作業まで必要に無い場合は、ここで皆さまにお配りしている中では第3回になっていますけどもね、この作業部会はもしかしたらです

ね、省く可能性はちょっと出てくるかも知れませんということです。前倒しで第3回は今日いたしましてですね、それで今回、一応審議会の方に回していくというふうになりましてですね、全体会議、審議会の方で、やはりかなりいろいろと審議事項がふえてということになりましたら、皆さまの方に、内容からまた実施するということですので、第4回プラン改定作業部会は5月28日を一応ですね、お日にちとしては空けておいていただくということで、28日につきましてはもしかしたら部会はなくなる可能性もあるということでございます。それが決まりますのはやっぱり5月14日の進捗によりますので、少し28日は一応空けておいていただくということでよろしく願いいたします。

ほかに今日のところで、よろしいでしょうか。一応ですね、以上で本日の作業部会の方は終わりということになりますが、事務局の方で何か。

【事務局】特にございません。

【部会長】そうしましたら、今何度も申しておりますけれども、今度は全体会議ということで、こちらの方で、202のこちらの会議室で5月14日、6時30分ということで開催ということで高島会長の方でまた開催するということになりますので、それでは今日も長時間皆さまお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。